

# トラック輸送における取引環境・労働時間改善 高知県地方協議会

## 高知労働局資料

- 厚生労働省高知労働局
- 労働基準部 監督課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan



## 資料2 厚生労働省提出資料

### 第18回トラック輸送における取引環境・労働時間改善中央協議会

厚生労働省 労働基準局

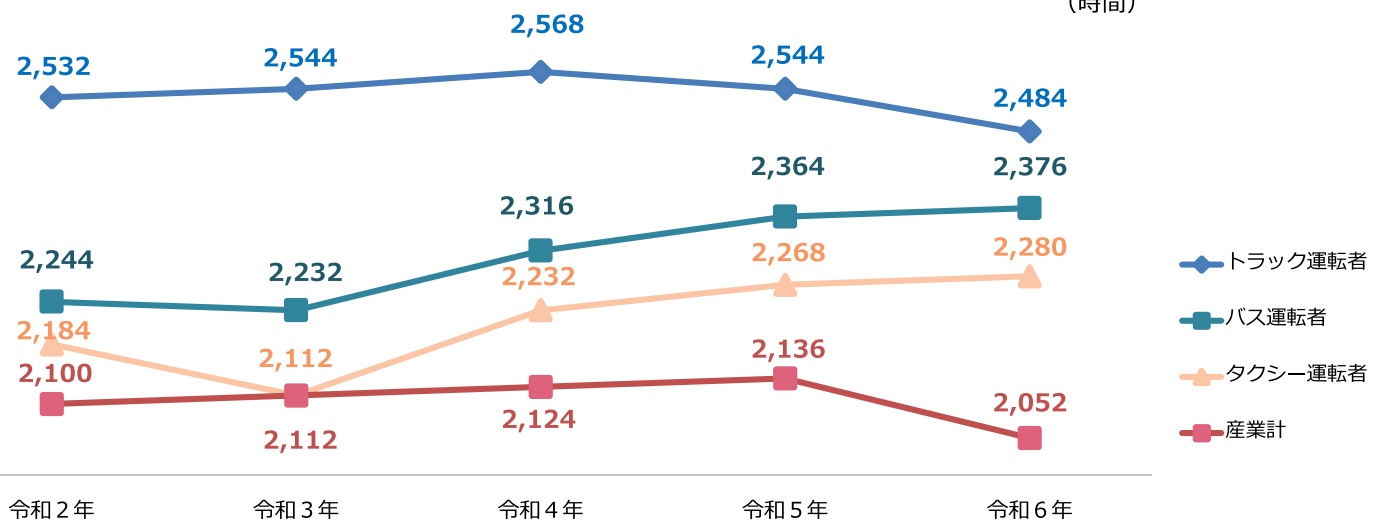
Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

### 自動車運転者に係る労働時間の推移

- 自動車運転者は、依然として長時間・過重労働が課題となっている。
- 令和6年における年間の総労働時間数は、産業計と比較し、トラック運転者（※）は432時間、バス運転者は324時間、タクシー運転者は228時間多く、長時間労働の実態にある。

自動車運転者の年間の総労働時間数の推移

(時間)

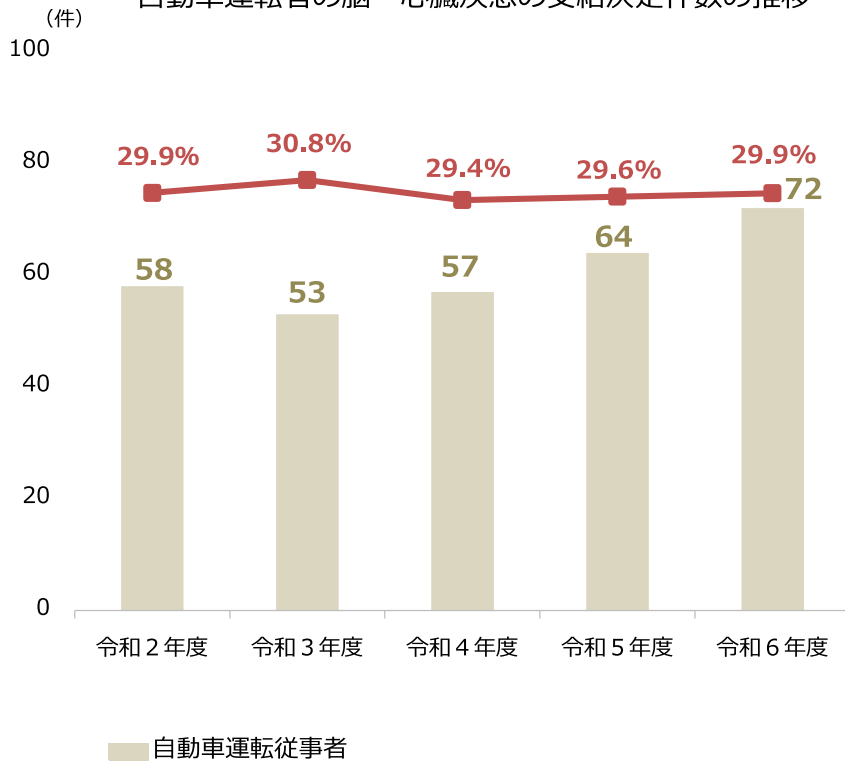


(※) トラック運転者の労働時間数は、営業用大型貨物自動車運転者の労働時間数を表したものの。  
出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

# 自動車運転者に係る脳・心臓疾患の労災支給決定状況

- 自動車運転者の脳・心臓疾患の労災支給決定件数は高い水準（令和6年度は72件）にあり、直近では全職種（同241件）の約3割を占めている。

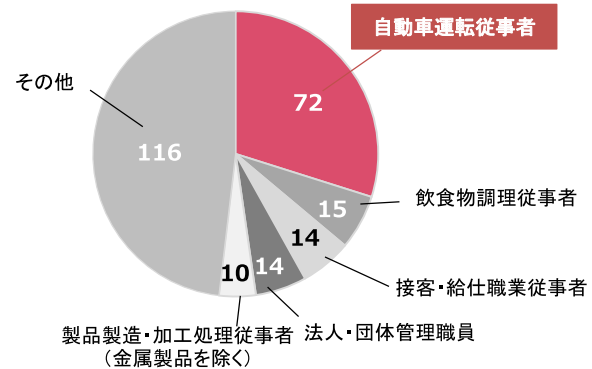
自動車運転者の脳・心臓疾患の支給決定件数の推移



常用雇用者 5,514万3,895人  
 ・道路貨物運送業に従事 161万1,454人 (2.92%)  
 ・道路旅客運送業に従事 44万3,169人 (0.8%)

※ 数値は、総務省統計局「経済センサス-活動調査」(令和3年)の調査票情報を独自集計したもの。

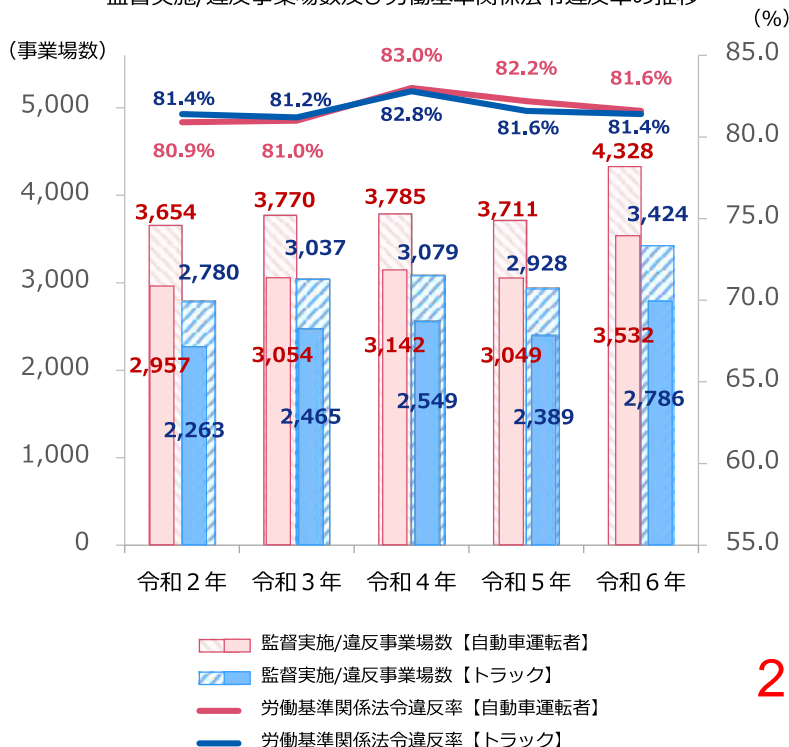
脳・心臓疾患支給決定件数 (令和6年度・職種別)



# 自動車運転者を使用する事業場に係る監督指導の状況

- 自動車運転者を使用する事業場に係る労働基準関係法令の違反率(81.6%)は、全業種(70.1%)と比べて高い状況にある。
- 令和6年に監督指導を行った4,328事業場(トラック:3,424事業場、バス:249事業場、ハイヤー・タクシー:319事業場、その他:336事業場)のうち、81.6%に当たる3,532事業場において、労働基準関係法令違反が認められ、概ね同水準で推移している。

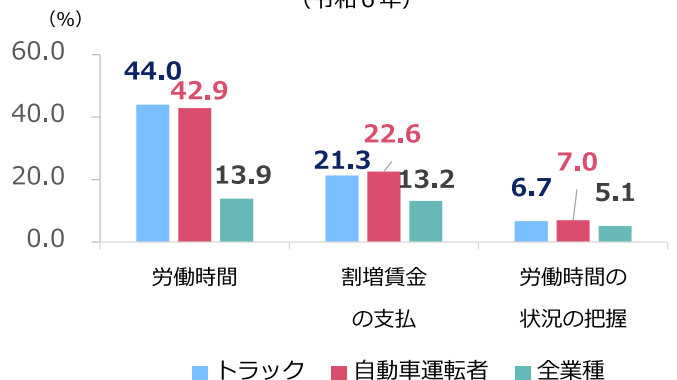
監督実施/違反事業場数及び労働基準関係法令違反率の推移



令和6年労働基準関係法令違反事業場数(違反率)

トラック 2,786事業場 (81.4%)  
 バス 193事業場 (77.5%)  
 ハイヤー・タクシー 279事業場 (87.5%)

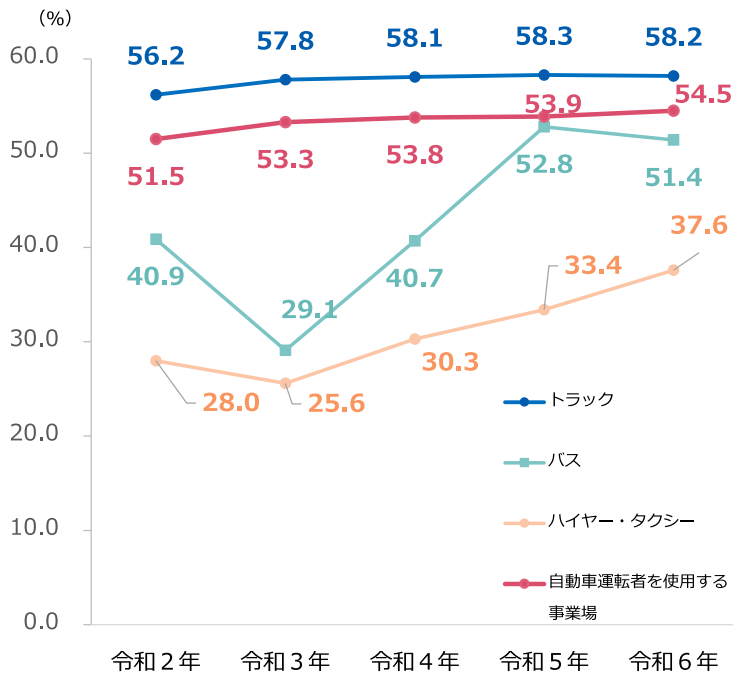
労働基準関係法令の主な違反事項の違反率 (令和6年)



# 自動車運転者を使用する事業場に係る改善基準告示違反の状況

- 令和6年に監督指導を行った自動車運転者を使用する事業場のうち、54.5%に当たる2,360事業場（トラック：1,994事業場、バス：128事業場、ハイヤー・タクシー：120事業場、その他：118事業場）において、改善基準告示（※）違反が認められた。  
（※）…自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年労働省告示第7号）

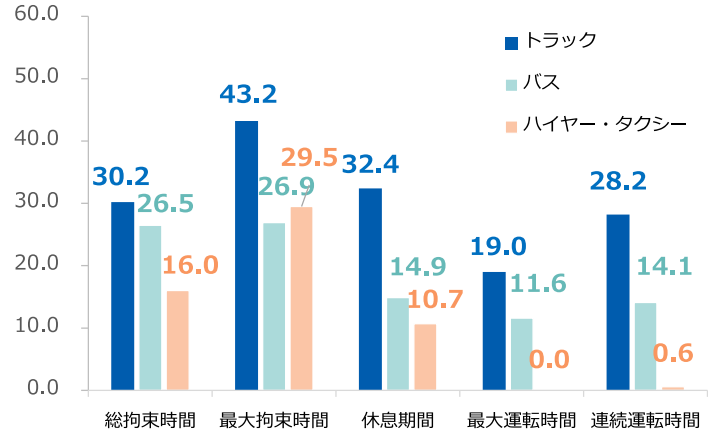
改善基準告示の違反率の推移



令和6年改善基準告示違反事業場数（違反率）

トラック	1,994事業場 (58.2%)
バス	128事業場 (51.4%)
ハイヤー・タクシー	120事業場 (37.6%)

改善基準告示の主な違反事項の違反率（令和6年）



（※）総拘束時間：1か月又は1週当たりの拘束時間、最大拘束時間：1日当たりの拘束時間、休息期間：勤務と次の勤務との間の時間、最大運転時間：1日及び1週当たりの運転時間、連続運転時間：1回当たりの運転時間

## 労働基準監督署における指導事例

- 労働基準監督署では、法令違反が疑われるトラック事業者に対し監督指導を実施し、トラック運転者の労働条件の確保に取り組んでいる。
- 改正後の改善基準告示に関して、指導を行った事例は以下のとおり。

### 労基署の指導等

- 長距離輸送を行っているトラック運転者に、時間外・休日労働に関する協定（36協定）で定めた特別延長時間を超える違法な時間外労働（1か月当たり最大128時間）が認められたため、是正勧告した。
- 改善基準告示に関し、①1月の拘束時間が310時間を超えていること、②勤務終了後、休息期間が連続8時間を下回っていること、③1日の最大拘束時間（16時間）を超えていること、④連続運転時間が4時間を超えていることが認められたため、是正勧告した。
- 荷役作業時間について、デジタルタコグラフに「休憩」として記録し、労働時間を適正に把握していなかったため、休憩時間の考え方を説明の上、乗務記録を点検し、必要な補正を行うとともに、正確な労働時間を把握することについて指導した。

### 会社の対応

- 週6日勤務が常態となっていたが、勤務日数を週5日を基本として、休日を確保するとともに、改善基準告示を遵守するため、拘束時間等を日々運行管理者が管理表により点検を行うこととした。あわせて36協定の特別条項の発動手続について、書面（協議書）により事前に行うこととした。
- デジタルタコグラフを適正に入力するよう運転者を指導し、運転者から運転日報が提出された際に、運行管理者等が休憩時間や積み卸しの記録状況を点検することとした。
- ➡ 上記対応の結果、トラック運転者について、1か月当たりの時間外労働が80時間以下、1月の拘束時間が協定時間以内（250時間以内）になるなど、労働基準法違反及び改善基準告示違反が是正された。

## 2. 取引慣行の改善に向けた厚生労働省の取組

### トラックドライバーの働き方改革の推進に向けた厚労省における主な取組

- 厚生労働省においては、以下の取組により、取引慣行の改善に向けて、荷主に協力を得るための取組を進めながら、働き方改革に取り組むトラック事業者への支援を行っている。

#### 取引慣行の改善に向けた取組

- 労働基準監督署による荷主への要請
- トラック・物流Gメンへの協力
- 国土交通省と連携した周知広報

#### トラック事業者を支援する取組

- 働き方改革推進支援助成金による支援
- 働き方改革推進支援センターによる支援

# 労働基準監督署による荷主への要請について（トラック）

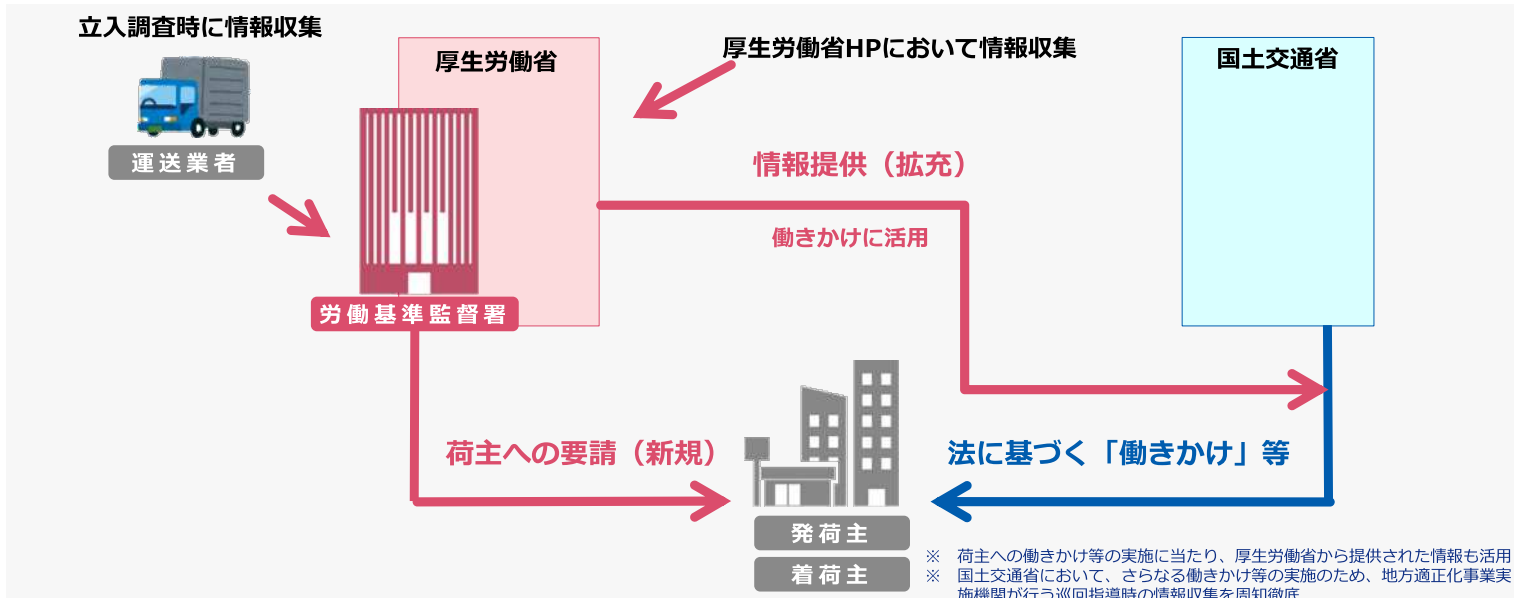
## 労働基準監督署による要請（令和4年12月23日～）

### ▶ 荷主企業に対し、労働基準監督署から配慮を要請

（要請の内容）長時間の恒常的な荷待ち時間を発生させないよう努めること。  
 運送業務の発注担当者に改善基準告示を周知すること。

	令和4年12月～令和7年6月
実施件数	22,417件

### ▶ 対象企業選定にあたり、厚生労働省HPや立入調査時に収集した情報を活用 ⇒ 国土交通省にも情報提供



# 労働基準監督署による荷主への要請（トラック）

- 賃金水準の向上に向けて、賃金の原資となる適正な運賃を支払うことを周知している（「標準的運賃」の周知）。
- 令和6年3月22日に改正された「標準的運賃」及び「標準運送約款」が告示され、「標準的運賃」は8%上昇、「標準運送約款」は附帯作業の料金等、契約条件の明確化された。
- 令和6年5月15日にいわゆる物流法が改正され、荷待ち時間等の削減に新たな努力義務が課されることを周知している。

## 発着荷主等に対する要請時に配布するリーフレット「STOP! 長時間の荷待ち」

荷主・元請運送事業者の皆さまへ

# STOP! 長時間の荷待ち

物流は重要な社会インフラであり、国民生活や経済活動に欠かせないものです。

トラックドライバーの拘束時間の内訳

トラックドライバーの長時間労働を改善していくため、また、今後の物流を支えていくためにも、荷待ち時間、荷役時間の削減に向けた取組にご理解とご協力をお願いします。

厚生労働省 労働基準監督署

国土交通省 地方運輸部・地方運輸支隊

発着荷主・着荷主・元請運送事業者の皆さまへお願い

- 長時間の恒常的な荷待ちの改善、荷役作業の効率化をお願いします
- 改善基準告示を発注担当者へ周知しましょう

令和5年10月～「標準的運賃」についても周知

「標準的運賃」にご理解・ご協力をお願いします

「標準的運賃」の周知をご依頼いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

「改正物流法」にご理解・ご協力をお願いします

改正物流法に基づき、令和7年度以降、企業規模を問わず、すべての荷主・発着荷主・着荷主に働きかけ義務が課せられます。働きかけ義務の履行のために取り組むべき取組について、働きかけの取組に際しては、運送契約締結時の書面交付や運送技術管理情報の提供が新たに課せられます。

荷主・元請運送事業者の皆さまにおかれましては、物流の生産性向上と適正化に向けた「改正物流法」についてご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

お問い合わせ

令和6年9月～「改正物流法」についても周知

番号	019-664-3006	山梨	055-275-2853	山口	083-995-0300
富山	022-299-8838	徳島	026-223-0553	徳島	088-652-9163
秋田	019-862-6680	岐阜	058-245-8102	香川	087-811-8918
山形	023-624-8222	福岡	094-254-6352	愛媛	089-935-5203
福島	024-536-4602	福岡	092-972-0253	高知	088-885-6022
茨城	029-224-3014	三重	059-226-2100	福岡	092-711-4982
栃木	028-634-9113	滋賀	077-522-6669	香取	0553-32-7169
群馬	027-496-4735	宮城	075-245-3214	鳥取	085-907-0030
埼玉	048-600-8204	大分	096-6949-6490	熊本	096-355-3181
千葉	043-221-2304	兵庫	078-367-9151	大分	097-536-3212
東京	03-3512-1642	奈良	0742-32-0204	高松	0865-36-8834
神奈川	045-211-7351	和歌山	073-486-1150	徳島	089-223-8277
新潟	025-288-3503	鳥取	0857-29-1703	津和野	088-868-4303
富山	076-432-2730	高松	0852-31-1156		

(2024.09)

# 自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイトによる周知

- 荷主、トラック事業者によりわかりやすく情報発信を行うため、自動車運転者の長時間労働の改善に向けたポータルサイト内に設けた「物流情報局」において、「標準運賃」や「荷待ち・荷役時間削減に向けた対応」等周知している。



## 「物流情報局」の掲載内容

### 荷待ち・荷役時間削減等に向けた対応

- 物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン
- 標準的運賃
- トラックGメン など

### 関係法令のポイント

- 物流改正法、関係省令 など

### トラック運送事業者の皆さま向けのご相談先

- 働き方改革推進支援センター など



▲ポータルサイト



▲物流情報局 (荷主向け)

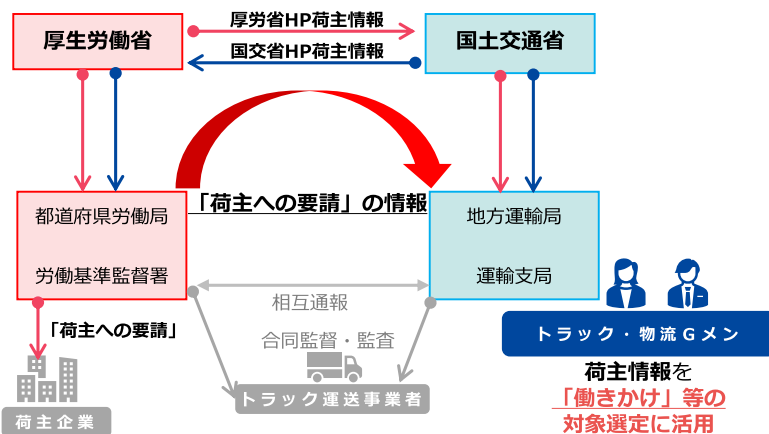


▲物流情報局 (事業者向け)

## 「トラック・物流Gメン」（国土交通省）との連携

### ① 荷主情報提供の運用

- 国土交通省へ荷主情報提供
- 荷待ちを発生させている疑いがあることを労働基準監督署が把握し、「**荷主への要請**」を実施した荷主の情報を、広く国土交通省に提供し、「**トラック・物流Gメン**」による「**働きかけ**」等の対象選定に活用



### ③ 「標準的な運賃」の周知

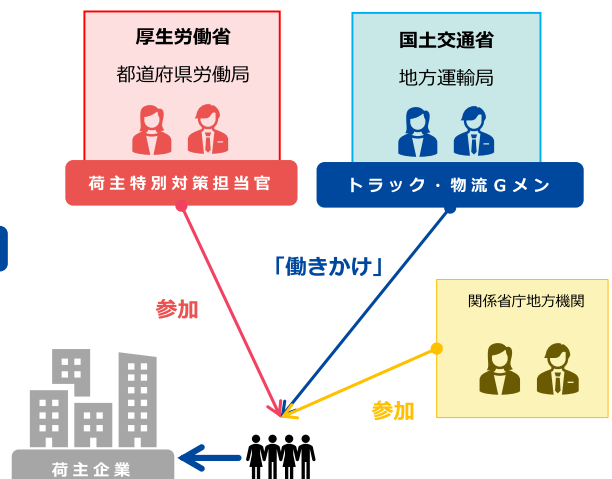
労働基準監督署が実施している「荷主への要請」の際、

- トラック法に基づく「**標準的な運賃**」も周知

### ② トラック法に基づく「働きかけ」の連携

荷主企業に対し、

- **国土交通省のトラック・物流Gメン+関係省庁が連携して、トラック運送事業者への配慮を「働きかけ」。**
- 長時間の恒常的な荷待ちを発生させていること等が疑われる場合は、**都道府県労働局の「荷主特別対策担当官」も「働きかけ」に参加**



# 国民向け周知広報について (令和5年6月28日～)

- 働き方改革関連法に基づき、時間外労働の上限規制の適用が猶予されている自動車運転者、建設の事業等についても、令和6年4月1日から上限規制が適用された。
- 上限規制の円滑な適用に向けては、国民の理解や社会的な機運の醸成も不可欠であるため、自動車運転の業務、建設の事業に関して、令和5年6月以降、国民向けの広報を実施。
- 令和7年度は、特に取引関係者に対して、取引慣行の改善に向けた対応を促す周知広報を順次実施。

## 【イメージキャラクター】 玉木宏さん (俳優)



### 取引企業・国民向け広報内容

(PRイベントの開催、動画、ポスターの作成など)

- 自動車運転者・建設の事業で働く方について、荷主や発注者等の都合で長時間労働になるケースがあること。
- 自動車運転者・建設の事業での働き方を変えていくために、荷主、発注者、そして国民にもできることのご協力をいただきたいこと。  
(例：適切な工期設定、荷待ち・荷役時間の短縮など)



PRイベント (令和7年8月4日開催)

#### 主な広報実施事項

- ・ 全国主要駅にポスターを掲載
- ・ 電車内ビジョンで広告を放映
- ・ 取引関係者による取組事例集の作成  
※令和7年9月末まで事例を募集し、事例集の公表は令和8年2月末頃を予定

## 自動車運転者の労働時間改善に向けた荷主等への対策事業

労働基準局労働条件政策課 (内線5525)

令和8年度概算要求額 1.7 億円 (1.9 億円) ※ ()内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
○			

### 1 事業の目的

- ・ 自動車運転者は、①他業種の労働者と比較して長時間労働の実態にある ②業務における過重な負荷による脳・心臓疾患の労災支給決定件数が最も多い職種となっている。 ⇒ 労働条件及び安全衛生の確保・改善が喫緊の課題。
- ・ 長時間労働の背景には、トラック運送業における荷主都合による手待ち時間の発生など、取引上の慣行から労働時間の短縮が進まない等の問題あり。 ⇒ 荷主等の取引先との取引条件改善などの環境整備を強力に推進する必要がある。
- ・ 自動車運転の業務や建設の事業には令和6年度から上限規制の適用が開始されており、令和7年度以降も取引環境の改善等のための関係法令が順次施行される。  
⇒ 引き続き上限規制や改善基準告示について周知を行うとともに、荷主や発注者に対して、取引環境の改善を通じた長時間労働の削減に取り組むようこれまで以上に促していくことが必要。

### 2 事業の概要・スキーム・実施主体等

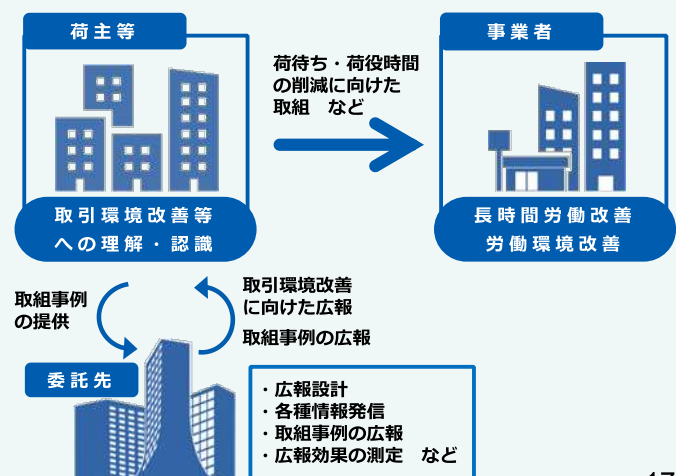
(1) 荷主等に対する自動車運転者等の長時間労働削減のための情報発信

- 取引環境改善に向けた企業・国民向け周知広報特設サイトの継続運用
- 自動車ポータルサイトの継続運用
- 建設労働者の労働環境改善に向けた特設サイトの継続運用

(2) 荷主等による自動車運転者等の長時間労働削減に資する取組の促進

- 時間外労働の上限規制・改善基準告示の周知広報
- 荷主等による取組事例の周知広報

(2) について



#### 実施主体等

- 実施主体：委託事業 (民間団体等)
- 事業実績 (令和6年度)：
  - ・ 取引環境の改善に向けた企業・国民向け特設サイトアクセス件数 57万6,469件
  - ・ 自動車ポータルサイトアクセス件数 36万5,272件

令和8年度概算要求額 101億円 (92億円) ※ ( )内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
○			

### 1 事業の目的

○実施主体：都道府県労働局 ○令和6年度支給件数 4,283件

- 生産性向上に向けた設備投資等の取組に係る費用を助成し、労働時間の削減等に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主を支援。
- 建設業、自動車運転者、医師等のほか、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」で指摘される情報通信業や宿泊業等も含め、特に時間外労働が長い業種等に対しては引き続き手厚い支援を実施。

### 2 事業の概要・スキーム

※ 成果目標の達成状況に基づき、各助成上限額を算出するものであるが、選択する成果目標によってその助成上限額(最大値)が異なる。

コース名	成果目標	助成上限額※1、※2 (補助率原則3/4 (団体推進コースは定額))
業種別課題対応コース (長時間労働等の課題を抱える業種等を支援するため、労働時間の削減等に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主に助成)	建設事業 ①~⑥の何れかを1つ以上	① 36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減 ② 所定外労働時間の削減 ③ 年休の計画的付与制度の整備 ④ 時間単位の年休の整備及び特別休暇の整備 ⑤ 新規に9時間(※)以上の勤務間インターバル制度を導入 ※自動車運転の業務、医業に就する医師は10時間以上 ⑥ 所定休日の増加 ⑦ 医師の働き方改革の推進
	自動車運転の業務 ①~⑤の何れかを1つ以上	
	医業に従事する医師 ①~⑤又は⑦の何れかを1つ以上	
	砂糖製造業 (鹿児島県・沖縄県に限る) ①~⑤の何れかを1つ以上	
	その他長時間労働が認められる業種 ①~⑤の何れかを1つ以上	
労働時間短縮・年休促進支援コース (労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主に助成)	①~③の何れかを1つ以上	①: 250万円(月80H超→月60H以下)等 ②: 100万円(10H以上)等 ③: 25万円
勤務間インターバル導入コース (勤務間インターバル制度を導入する中小企業事業主に助成)	新規に9時間以上の勤務間インターバル制度を導入	勤務間インターバルの時間数に応じて、以下のとおり設定 ・9~11H: 100万円 ・11H以上: 150万円
取引環境改善コース(仮称) (荷待ち・荷役時間の短縮に向けた取組を行う荷主等の集団に対し助成)	荷主等により構成される集団が、構成員である運送事業者の荷待ち・荷役時間の短縮に効果を上げること	上限額: 100万円
団体推進コース (傘下企業の生産性の向上に向けた取組を行う事業主団体に対し助成)	事業主団体が、傘下企業のうち1/2以上の企業について、その取組又は取組結果を活用すること	上限額: 500万円

○ 助成対象となる取組(生産性向上等に向けた取組): ①就業規則の作成・変更、②労務管理担当者・労働者への研修(業務研修を含む)、③外部専門家によるコンサルティング、④労務管理用機器等の導入・更新、⑤労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新、⑥人材確保に向けた取組  
(取引環境改善コースは、①好事例の周知、普及啓発、②セミナーの開催、③巡回指導、相談窓口の設定、④労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新等)  
(団体推進コースは、①市場調査、②新ビジネスモデルの開発、実験、③好事例の周知、普及啓発、④セミナーの開催、⑤巡回指導、相談窓口の設置等)

○ 加算制度あり(※取引環境改善コース及び団体推進コースを除く)  
 <賃金引き上げ> 賃金を引き上げた労働者数及び企業規模に応じて、助成金の上限額に加算(3%以上: 6万円~最大60万円、5%以上: 24万円~最大480万円、7%以上: 36万円~最大720万円)。  
 <割増賃金率引き上げ> ①割増賃金率を法定より5%以上引き上げた場合、助成金の上限額を25万円加算。  
 ②1か月45時間超60時間以内の時間外労働に対する割増賃金率を50%以上に引き上げる等、一定の要件を満たした場合には、助成金の上限額を100万円加算。

## 中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業

雇用環境・均等局有期・短時間労働課 (内線5275)  
労働基準局労働条件政策課 (内線5524)

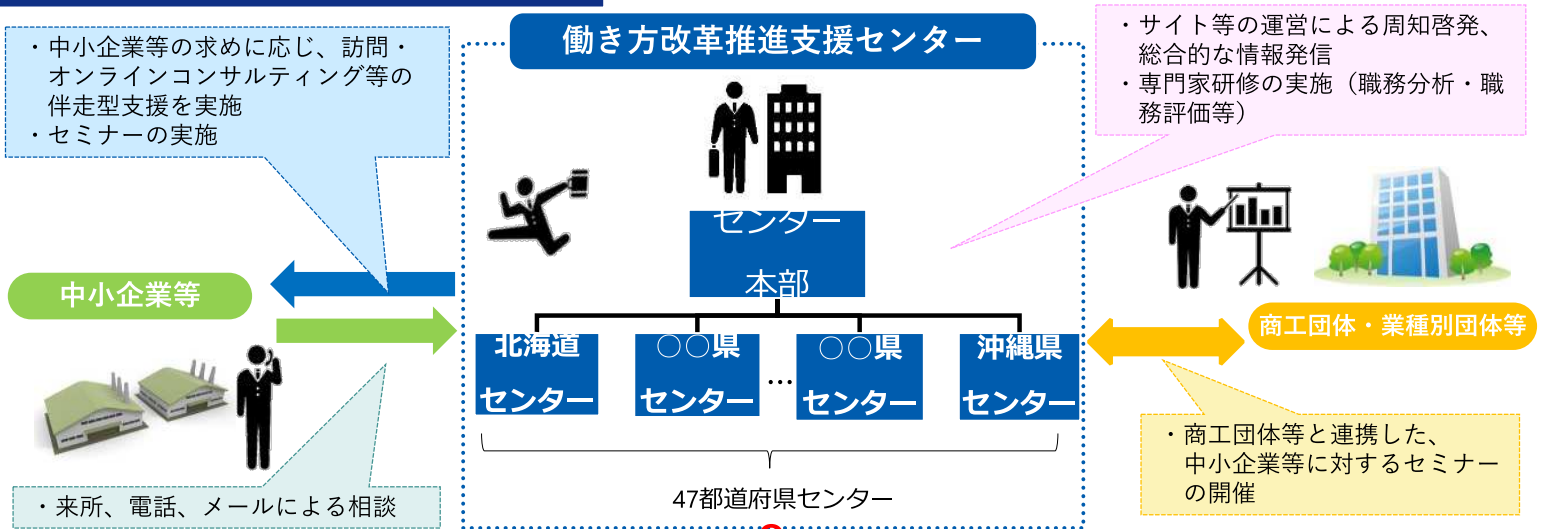
令和8年度概算要求額 30億円 (30億円) ※ ( )内は前年度当初予算額。

労働特会		子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休
1/2	1/2		

### 1 事業の目的

- 中小企業・小規模事業者等が働き方改革の意義を十分に理解し着実に実施することが必要であるため、センター本部及び47都道府県センターから成る「働き方改革推進支援センター」を設置し、
- 労務管理等の専門家による、働き方改革全般に関する窓口相談や、企業訪問やオンラインによるコンサルティングの実施
  - 企業の取組事例や労働関係助成金の活用方法等に関するセミナーの実施
  - 働き方改革全般に係る周知啓発及び総合的な情報発信などの支援を行う。
- <取扱いテーマ例>  
長時間労働の是正、同一労働同一賃金の実現、生産性向上による賃金引上げ、様々な労働時間制度の運用、人手不足解消に向けた雇用管理改善、その他ジョブ型人事指針など雇用・労働関係

### 2 事業の概要・スキーム、実施主体等



実施主体：国から民間業者へ委託

事業実績(令和6年度): 窓口等における個別相談件数 約37,000件、コンサルティングによる相談件数 約33,000件

### 3. 働き方改革関連法施行5年後の 労働基準関係法制の見直しに関する検討状況

## 労働基準関係法制研究会

### 1 趣旨・目的

新型コロナウイルス感染症の影響やデジタル技術等の進展により、企業を取り巻く環境や働く人の意識が変化し、働く人の働き方に対する意識等が個別・多様化している背景を踏まえ、働き方や職業キャリアに関するニーズ等を把握しつつ、新しい時代を見据えた労働基準関係法制の課題を整理することを目的として「新しい時代の働き方に関する研究会」（座長：今野浩一郎学習院大学名誉教授・学習院さくらアカデミー長）が開催され、これからの労働基準法制の在り方について報告書がとりまとめられたところである。

また、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（平成30年法律第71号。以下「働き方改革関連法」という。）附則第12条第1項及び第3項において、働き方改革関連法による改正後の労働基準法（昭和22年法律第49号）等について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとされている。

そこで、今後の労働基準関係法制について包括的かつ中長期的な検討を行うとともに、働き方改革関連法附則第12条に基づく労働基準法等の見直しについて、具体的な検討を行うことを目的として、「労働基準関係法制研究会」（以下「本研究会」という。）を開催する。

### 2 構成員

- ◎ 荒木 尚志（東京大学大学院法学政治学研究科教授）
- 安藤 至大（日本大学経済学部教授）
- 石崎 由希子（横浜国立大学大学院国際社会科学研究院教授）
- 神吉 知郁子（東京大学大学院法学政治学研究科教授）
- 黒田 玲子（東京大学環境安全本部准教授）
- 島田 裕子（京都大学大学院法学研究科教授）
- 首藤 若菜（立教大学経済学部教授）
- 水島 郁子（大阪大学理事・副学長）
- 水町 勇一郎（早稲田大学法学学術院 教授）
- 山川 隆一（明治大学法学部教授）

〔◎座長〕

### 3 開催状況

- |           |      |                               |
|-----------|------|-------------------------------|
| 令和6年1月23日 | 第1回  | キックオフ                         |
| 2月21日     | 第2回  | 労働時間制度について                    |
| 2月28日     | 第3回  | 労働基準法における「事業」と「労働者」について       |
| 3月18日     | 第4回  | 労使コミュニケーションについて               |
| 3月26日     | 第5回  | 第2～4回における積み残しの論点について議論        |
| 4月23日     | 第6回  | これまでの議論の整理                    |
| 5月10日     | 第7回  | 労使団体に対するヒアリング                 |
| 6月27日     | 第8回  | ヒアリング、労働基準法における「労働者」について      |
| 7月19日     | 第9回  | 労働基準法における「事業」、労使コミュニケーションについて |
| 7月31日     | 第10回 | 労働時間、休憩、休日及び年次有給休暇について        |
| 8月20日     | 第11回 | 労働時間、休憩、休日及び年次有給休暇について        |
| 9月4日      | 第12回 | 「事業」と「労働者」、労使コミュニケーションについて    |
| 9月11日     | 第13回 | 労働時間、休憩、休日及び年次有給休暇について        |
| 11月12日    | 第14回 | とりまとめに向けた議論（議論のたたき台）          |
| 12月10日    | 第15回 | とりまとめに向けた議論（報告書案①）            |
| 12月24日    | 第16回 | とりまとめに向けた議論（報告書案②）            |

令和7年1月8日 労働基準関係法制研究会報告書 とりまとめ

令和7年1月8日にとりまとめられた労働基準関係法制研究会の報告書の内容は以下のとおり。

## I はじめに

## II 労働基準関係法制に共通する総論的課題

### 1 労働基準法における「労働者」について

- (1) 現代における「労働者」性の課題
- (2) 労働基準法第9条について
- (3) 昭和60年労働基準法研究会報告について
- (4) 働く人の法的保護との関係
- (5) 今後の研究について
- (6) 家事使用人について

### 2 労働基準法における「事業」について

### 3 労使コミュニケーションの在り方について

- (1) 労使コミュニケーションの意義と課題
- (2) 労働組合による労使コミュニケーションについて
- (3) 「過半数代表者」の適正選出と基盤強化について
  - 1 過半数代表者の選出手続について
  - 2 過半数代表者が担う役割及び過半数代表者となった労働者に対する使用者による情報提供や便宜供与
  - 3 過半数代表者への相談支援
  - 4 過半数代表者の人数
  - 5 過半数代表者の任期
  - 6 労働基準法における規定の整備

- (4) 労使協定・労使委員会等の複数事業場での一括手続について
- (5) 労働者個人の意思確認について
- (6) 労働基準関係法制における労使コミュニケーションの目指すべき姿

## III 労働時間法制の具体的課題

### 1 最長労働時間規制

- (1) 時間外・休日労働時間の上限規制
- (2) 企業による労働時間の情報開示
- (3) テレワーク等の柔軟な働き方
- (4) 法定労働時間週44時間の特例措置
- (5) 実労働時間規制が適用されない労働者に対する措置

### 2 労働からの解放に関する規制

- (1) 休憩
- (2) 休日
- (3) 勤務間インターバル
- (4) つながらない権利
- (5) 年次有給休暇

### 3 割増賃金規制

- (1) 割増賃金の趣旨・目的等
- (2) 副業・兼業の場合の割増賃金

## IV おわりに

22

## 労働政策審議会 労働条件分科会のこれまでの開催状況

○ これまでの開催状況は以下のとおり。

令和7年1月21日 労働基準関係法制研究会報告書についての議論（キックオフ）

2月28日 今後の議論の進め方  
労働時間制度等に関する実態調査結果（速報）

3月11日 労働基準法における「労働者」及び「事業」

3月27日 労働時間制度等に関する実態調査結果（全体）

5月13日 労働時間総論、各論（上限規制、テレワーク、管理監督者等）

5月23日 集团的労使コミュニケーションの在り方（過半数労働組合・過半数代表者等）

6月6日 労働時間各論（休日・連続勤務規制、勤務間インターバル、年次有給休暇等）

6月16日 労働時間各論（副業・兼業）、集团的労使コミュニケーションの在り方（過半数代表者等）

8月19日 労働時間各論（その他）

9月4日 労働時間各論（その他）、「総点検」について

## 高知労働局の取組等

### 高知労働局資料

- 厚生労働省高知労働局
- 労働基準部 監督課

労働行政を取り巻く情勢

総合労働行政機関としての施策の推進

②最低賃金・賃金の引上げに向けた中小企業・小規模企業等への支援、非正規雇用労働者への支援

・リ・スキリングによる能力向上支援  
・個々の企業の実態に応じたジョブ型人事の導入  
・成長分野等への労働移動の円滑化

人手不足対策

- ・医療・介護・保育分野における医療・福祉ささえる求人充足プロジェクト等
- ・その他の分野における人手不足対策等

多様な人材の活躍促進と職場環境改善に向けた取組

- ・多様な人材の活躍促進
- ・女性活躍推進に向けた取組促進等
- ・総合的なハラスメント防止対策の推進
- ・仕事と育児・介護の両立支援、多様な働き方の実現に向けた環境整備、ワーク・ライフ・バランスの促進

・安全で健康に働くことのできる環境づくり

- ・フリーランス等の就業環境の整備

## 1 労働者が安心して働くことのできる労働条件の確保

労働基準関係法令の履行確保のための指導とともに、労務管理体制に不安を抱える中小企業・小規模事業者等に対し、丁寧な相談・支援を行う。支援等においては、「労働時間相談・支援班」による説明会の開催や、時間外・休日労働協定届の作成方法の個別支援など、きめ細やかな対応を実施する。

### (1) 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害の防止

「過労死等の防止のための対策に関する大綱」等に基づき、長時間労働による健康障害防止のための監督指導や広報等を効果的に推進する。

#### 長時間労働のおそれのある事業場への重点監督

各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場や、過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対して監督指導を実施する。また、過労死等を複数発生させた事業場に対しては、本社からの全社的な再発防止対策の指導を実施する。

「時間外労働の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」の周知、過重労働による健康障害防止に向けた取組を行う。  
労働の主体的な取組の促進

使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた各種取組に関する周知・啓発等について、協力要請を行う。

#### ベストプラクティス企業との意見交換

高知労働局長が、長時間労働の削減や業務効率化等に積極的に取り組む県内企業のトップと意見交換を行い、取組事例の広報等を実施する。

#### 過重労働解消のためのシンポジウム

13 過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会を目指し、事業主や関係者等を対象としたシンポジウムを11月に開催する。

### (2) 中小企業・小規模事業者等に対する支援

全ての監督署に編成している「労働時間相談・支援班」による中小規模の事業場への個別訪問（訪問支援）や説明会を開催し、労働基準法等の周知及び時間外・休日労働協定届の作成方法の説明などきめ細やかな支援を実施する。

### (3) 建設事業、自動車運転の業務、医師等における労働時間短縮に向けた支援

支援班による取り組みとともに、働き方改革総合サイト「はたらきかたススめ」等を通じて必要な周知を行う。

建設業については高知県建設業関係労働時間削減推進協議会や各種協議会等において、取組事例の共有や発注者への要請など、適正な工期設定に向けた取組を推進する。

トラック運転者については、改善基準告示に基づき指導とともに、荷主に対し長時間の荷待ちを発生させないこと等についての要請等を行う。医師については、他の職種とのタスクシフト・タスクシェアの導入など、高知県医療勤務環境改善支援センターによるきめ細やかな相談対応、助言を引き続き行う。

さらに、支援班や高知県働き方改革推進支援センターにおいて、個別相談や説明会・セミナーの実施など、きめ細やかな支援を行うとともに、働き方改革推進支援助成金の活用を促進する。

### (4) 労働条件の確保・改善対策

労働基準関係法令の遵守徹底を図るため、監督指導、説明会等の各種行政手法を通じ、基本的な労働条件の枠組みの確立をはじめとする法定労働条件の確保対策に取り組むとともに、最低賃金の履行確保及び賃金引き上げのための各種支援策・好事例等の周知を図る。



過労死等防止対策推進シンポジウムを開催しました(2025) 11月の「過労死等防止啓発月間」の取組として、過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会を目指し、その取組のきっかけとなるよう、令和7年11月25日に、ちより街テラス(ちよテラホール)で過労死等防止対策推進シンポジウムを開催しました。当日は、白神優理子弁護士から基調講演「過労死の実情と求められる防止策」として弁護士が担当した事例を交えた説明や、香川県に本社を置く日本ハムグループの協同食品株式会社から「働きやすい職場づくりの取り組み」として従業員ひとりひとりととのコミュニケーションの重要性、四国過労死等を考える家族の会、久保直純氏から過労死遺族の声をあ聞かせいただきました。



「ベストプラクティス企業」と意見交換をしました(株式会社 幸)

11月の「過重労働解消キャンペーン」の取組の一環として、局長が、長時間労働の削減を始めとする「働き方改革」に資する取組を積極的に実践している企業(ベストプラクティス企業)と、福祉職場の人材の確保などに取り組んでいる社会福祉法人 高知県社会福祉協議会を交え、取組内容について意見交換をしました。

同社が取り組んでいる、経営戦略としての働き方改革、ダブルキヤスト、トリプルキヤストといったフォロワー体制、ライフステージにあわせた常勤 非常勤の働き方など、退職せずに働き続けられる制度の導入など、様々な取組について説明いただきました。

長時間労働の抑制に向けた使用者団体や労働組合への要請



高知県経営者協会



高知県商工会議所連合会



高知県商工会連合会



高知県中小企業団体中央会



日本労働組合総連合会  
高知県連合会

## 2 労働者が安全で健康に働くことのできる環境の整備

## 労働基準部(健康安全課)

### (1) 高知労働局第14次労働災害防止計画の推進

労働災害発生状況

令和7年の死亡災害は、前年比4人増加し5人となった。令和7年の休業4日以上の労働災害(以下「休業災害」。)は、業務に起因する新型コロナウイルス感染症を除き、前年に比して増加した。休業災害：879人 前年同期比73人増加(R7.12月末速報値) コロナ感染(外数):27人

#### ○ 高知労働局第14次労働災害防止計画

2023年度から2027年度までを取組期間とし、 から までの重点事項を中心とした取組を推進する。  
(重点事項)

自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策 高年齢労働者の労働災害防止対策  
業種別の労働災害防止対策(建設業、林業、陸上貨物運送事業) 労働者の健康確保対策 化学物質等による健康障害防止対策  
交通労働災害防止対策 外国人労働者に対する安全衛生対策 個人事業者等に対する安全衛生対策

### (2) 改正労働安全衛生法等の円滑な施行

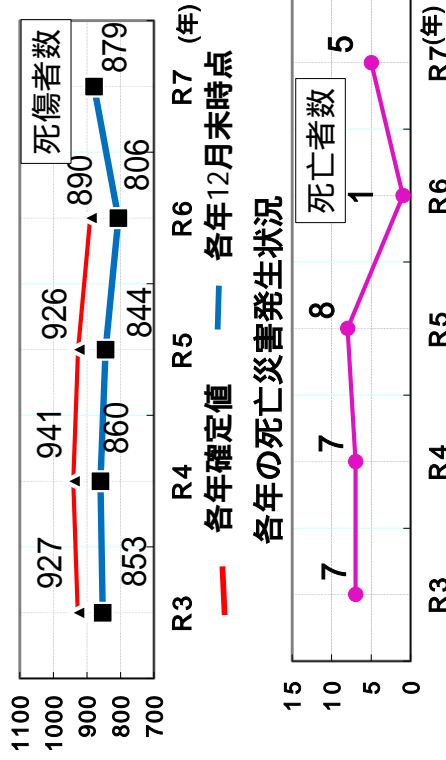
- ・ 多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進、メンタルヘルス対策の推進、化学物質による健康障害防止対策等の推進、高年齢労働者の労働災害防止のための労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律が順次施行されており、円滑な施行に向けた周知・指導を実施する。
- ・ 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律により、職場における治療と就業の両立を促進するための措置を講じることが事業主の努力義務とされ、周知とともに取組の更なる促進を図る。

### ① 「Safe Work KOCHI」労働災害防止の取組

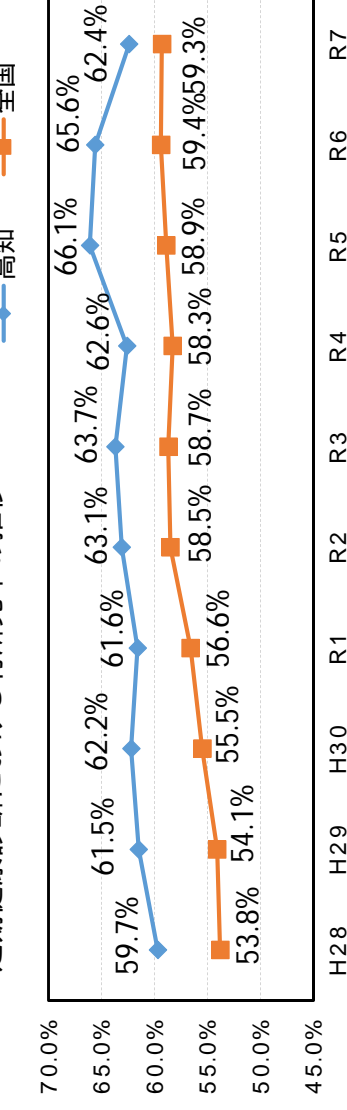
- ・ 建設業をはじめとする労働災害防止団体、業界団体、各事業場等に対し、「Safe Work KOCHI」をキャッチフレーズに、第14次労働災害防止計画の取組を周知し、自主的な労働災害防止の取組を要請する。
- ・ 「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」

「全国安全週間(7月)及び全国労働衛生週間(10月)に係る準備説明会」、労働局長による建設工事現場等への「安全パトロール」等労働災害防止活動を実施する。また、YouTubeや業界紙を通じて情報発信を行い、事業場での自発的な安全衛生活動の取組を推進する。

#### 各年の労働災害発生状況(新型コロナウイルス感染症を除く)



#### 定期健康診断における有所見率の推移



### 3 最低賃金制度の適切な運営

### 労働基準部(賃金室)

#### (1) 最低賃金・賃金引上げに向けた生産性向上等に取り組み企業への支援

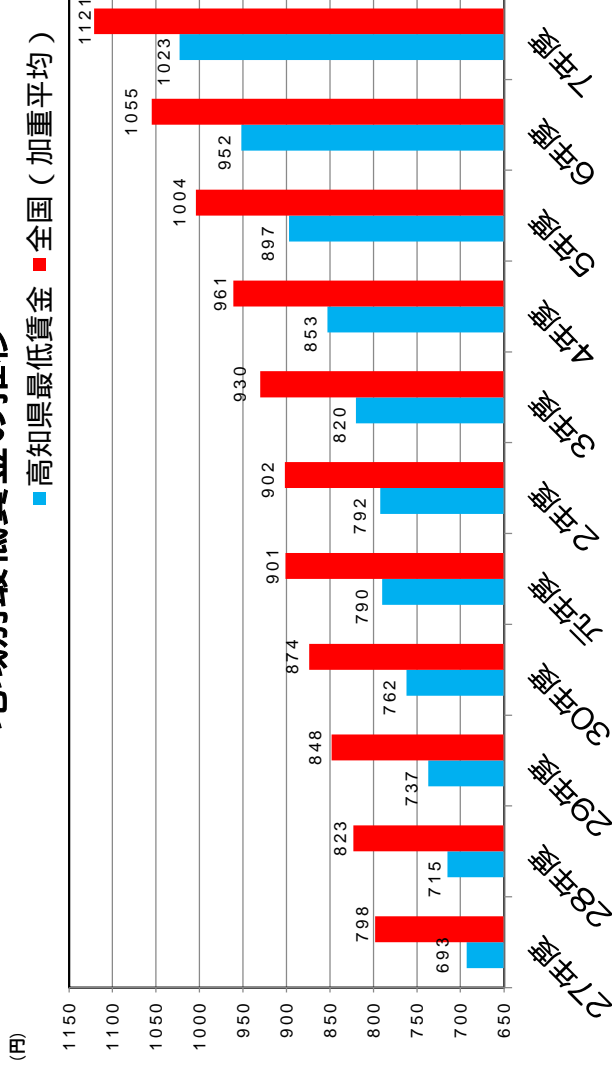
賃金引き上げに取り組み中小企業・小規模事業者に対して、生産性向上の支援となる業務改善助成金をはじめとした各種助成金の周知、利用勧奨を行うと共に、各省庁や関係団体が実施する各種支援施策についても、リーフレットの配布などにより一層の周知を行う。

#### (2) 最低賃金の周知及び履行確保

高知地方最低賃金審議会の円滑な運営を図る。  
最低賃金について、自治体や事業者団体への周知依頼及び説明会、監督指導等による最低賃金の履行確保を実施する。

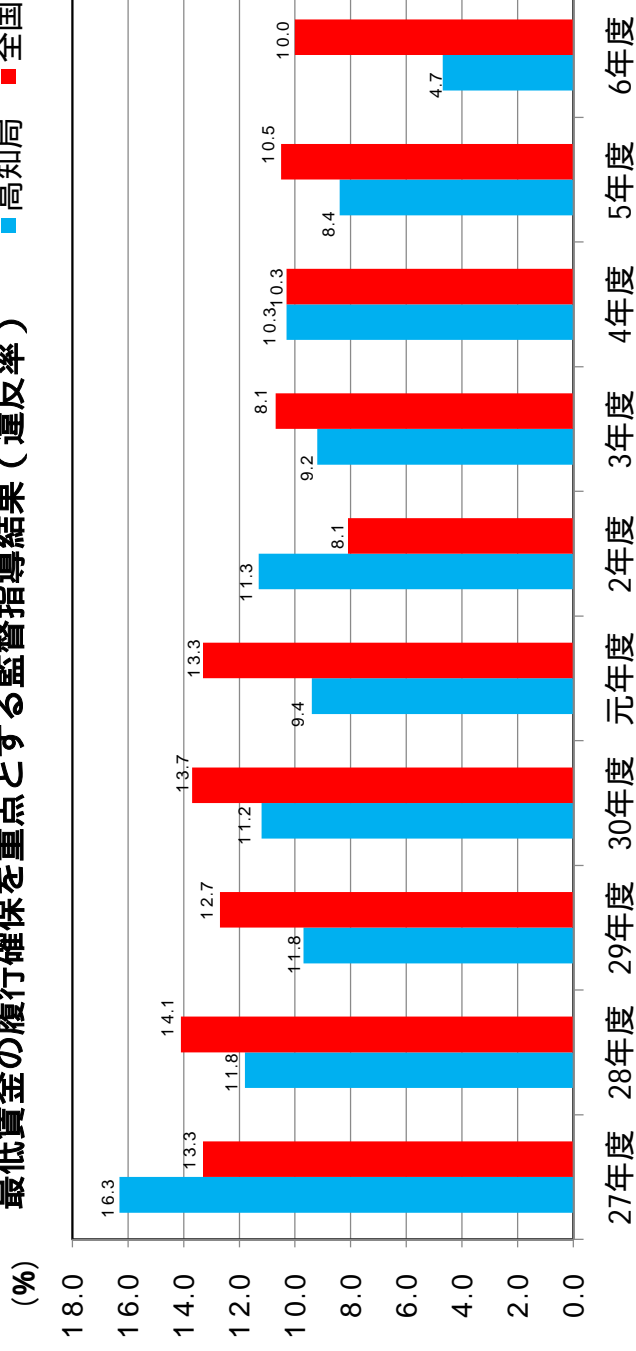
**時間額 1,023円(71円引上げ)**  
**(令和7年12月1日から)**

#### 地域別最低賃金の推移



16

#### 最低賃金の履行確保を重点とする監督指導結果(違反率)



**ちゃんとチェック!**  
**最低賃金**  
働く人も、雇う人も、確認を忘れずにご  
高知県 最低賃金  
UP 71円  
**1,023円**  
令和7年  
12月1日  
時間額

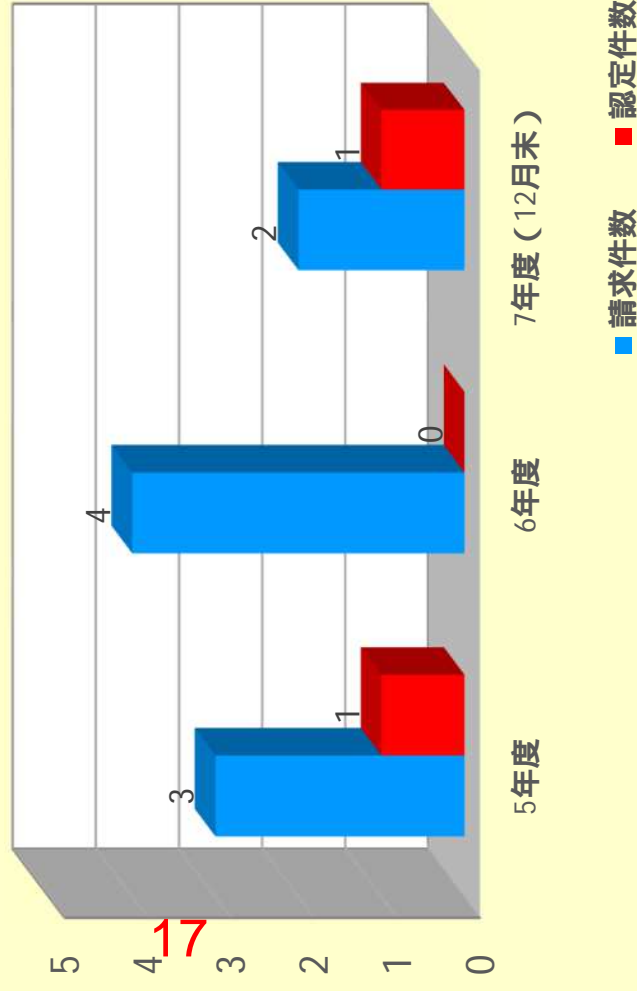
## 4 労災保険給付の迅速・適正な処理

## 労働基準部(労災補償課)

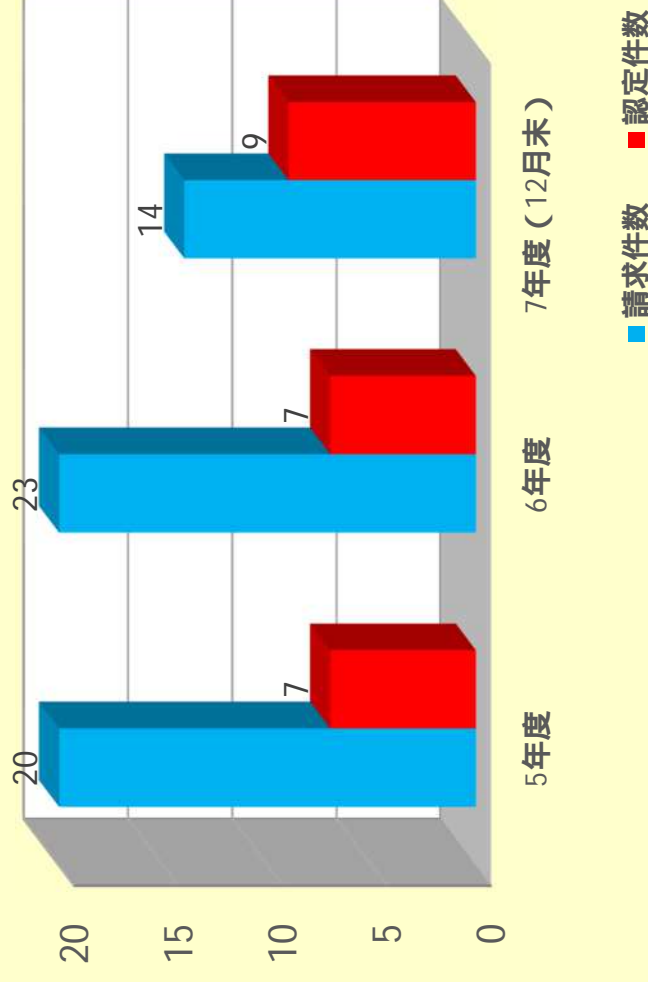
### (1) 認定基準に基づき迅速かつ適正な処理の徹底

脳・心臓疾患、精神障害などの過労死等事案について、認定基準に基づく迅速かつ適正な処理の徹底を図るため、監督署における調査の実施状況を労働局が把握した上で、的確な処理に向けた必要な指導を行う。

### 脳・心臓疾患の労災補償状況



### 精神障害等の労災補償状況



### (2) 過労死等事案に係る関係部署との連携

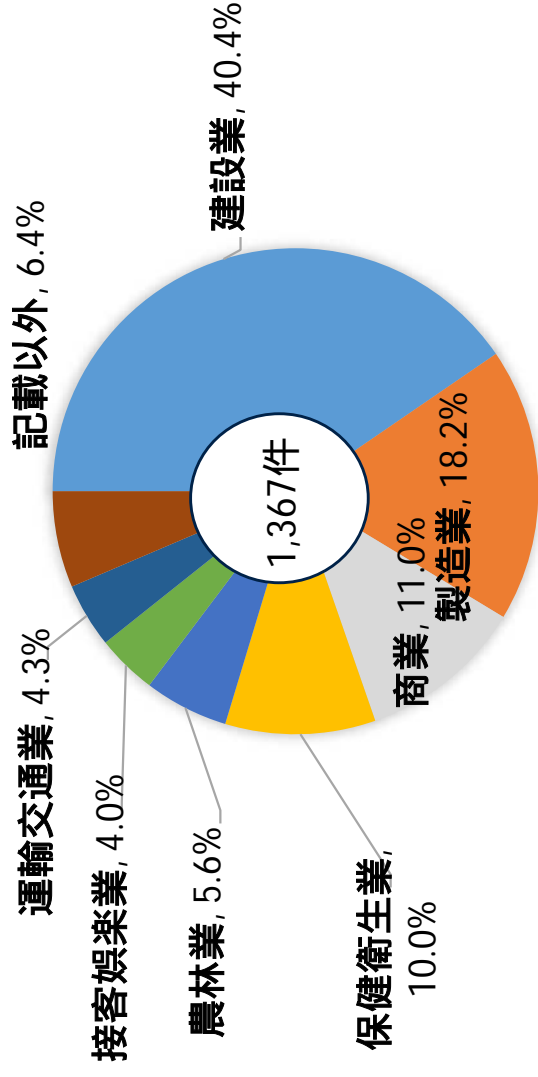
精神障害等に係る労災支給決定が行われた事業場、新たに精神事案に係る労災請求事案を発生させた事業場でメンタルヘルス対策の取り組みが不十分であると考えられる事業場について、監督部署に情報提供を行う。

また、パワーハラスメントによる支給決定事案については、雇用環境・均等室に情報提供を行う。

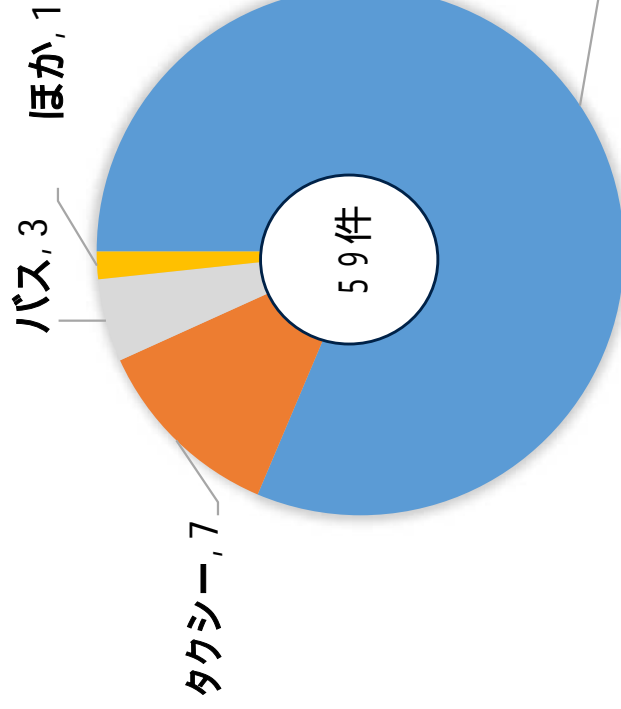
# 定期監督等実施状況（高知労働局 令和6年）

令和6年に高知局管内の監督署（高知・須崎・四万十・安芸）で実施した監督指導件数と業種の状況

業種別監督指導割合



運輸交通業の内訳

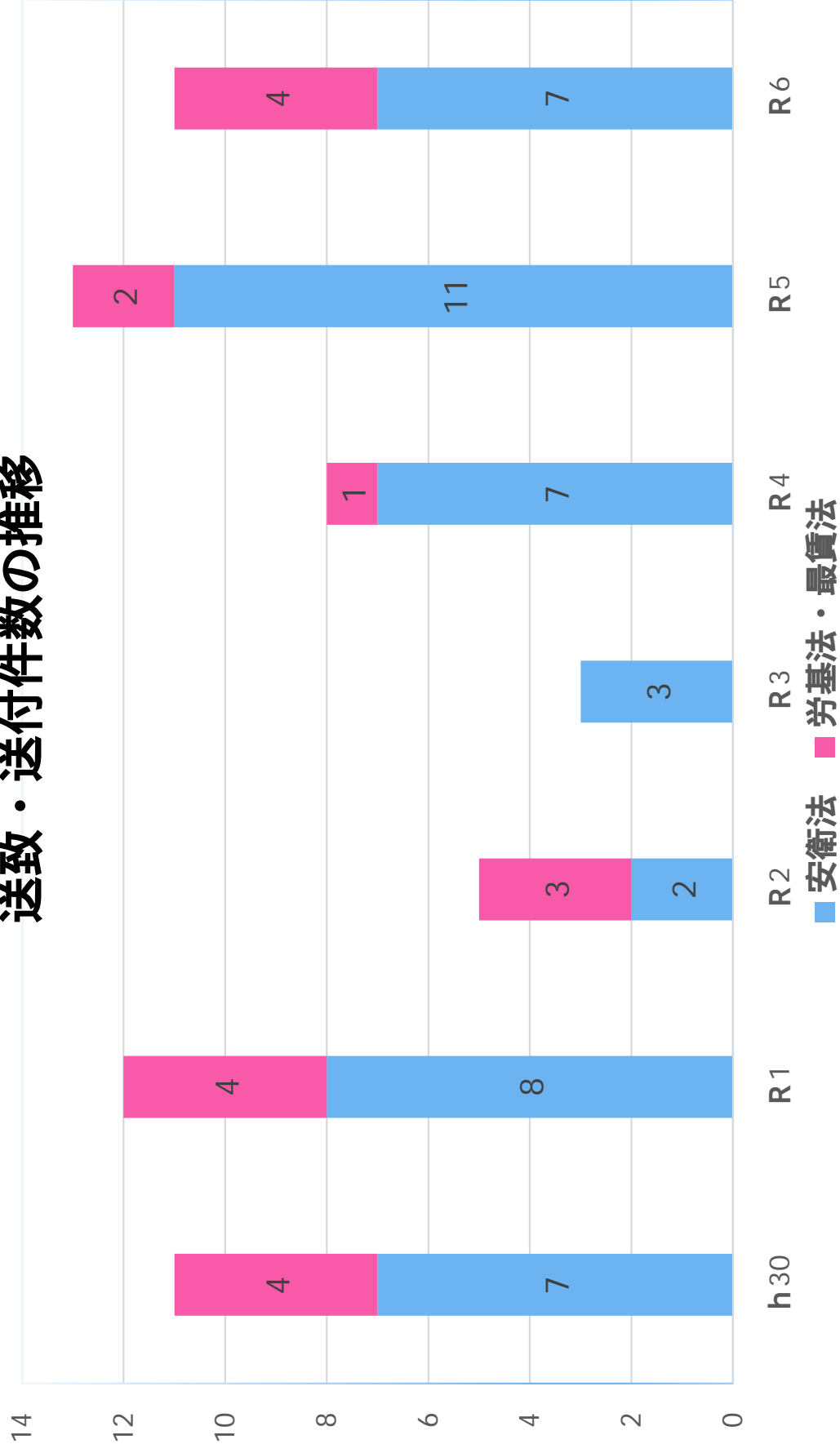


内訳



# 司法事件送致・送付 件数の推移【高知労働局】

## 送致・送付件数の推移



令和7年における労働災害発生状況(死亡災害及び休業4日以上之死傷災害) [令和7年12月末現在 速報]



業種	高知局(合計)			高知監督管内			須崎監督管内			四万十監督管内			安芸監督管内		
	7年	6年	増減	7年	6年	増減	7年	6年	増減	7年	6年	増減	7年	6年	増減
全産業合計	(6) 906 (1)	923	-17 (5)	578	576	2	135	136	-1	94 (1)	116	-22	99	95	4
食品製造業	38	26	12	15	17	-2	8	3	5	12	4	8	3	2	1
繊維工業、衣服その他の繊維製品製造業	0	3	-3	0	1	-1	0	1	-1	0	1	-1	0	0	0
木材・木製品製造業、家具・装備品製造業	11	17	-6	6	4	2	5	11	-6	0	2	-2	0	0	0
パルプ、紙、紙製品製造業	7	15	-8	6	7	-1	1	7	-6	0	0	0	0	1	-1
窯業土石製造業	11	11	0	2	2	0	3	6	-3	0	1	-1	6	2	4
鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業	17	22	-5	13	14	-1	1	5	-4	0	0	0	3	3	0
一般機械器具製造業	16	10	6	14	10	4	0	0	0	1	0	1	1	0	1
電気機械器具製造業	2	1	1	0	0	0	1	1	0	1	0	1	0	0	0
輸送用機械器具製造業	3	4	-1	3	3	0	0	0	0	0	1	-1	0	0	0
造船業	3	4	-1	3	3	0	0	0	0	0	1	-1	0	0	0
上記以外の製造業	24	24	0	19	15	4	2	2	0	2	0	2	1	7	-6
小計	129	133	-4	78	73	5	21	36	-15	16	9	7	14	15	-1
業	2	2	0	1	0	1	1	2	-1	0	0	0	0	0	0
土木事業	(2) 57	57	0 (2)	22	19	3	10	12	-2	9	12	-3	16	14	2
建築事業	54	45	9	40	27	13	7	6	1	3	7	-4	4	5	-1
鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業	9	8	1	8	5	3	1	1	0	0	1	-1	0	1	-1
木造家屋建築工事業	13	13	0	8	3	5	2	1	1	2	5	-3	1	4	-3
上記以外の建築工事業	32	24	8	24	19	5	4	4	0	1	1	0	3	0	3
その他の建設業	(1) 19	9	10 (1)	12	5	7	1	4	-3	4	0	4	2	0	2
小計	(3) 130	111	19 (3)	74	51	23	18	22	-4	16	19	-3	22	19	3
運輸業	74	70	4	59	54	5	11	10	1	2	5	-3	2	1	1
道路貨物運送業	68	63	5	53	49	4	11	9	2	2	4	-2	2	1	1
陸上貨物取扱業	2	2	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
港湾運送業	3	0	3	0	0	0	3	0	3	0	0	0	0	0	0
小計	79	72	7	61	56	5	14	10	4	2	5	-3	2	1	1
林業	40	50	-10	10	17	-7	18	16	2	10	9	1	2	8	-6
その他の林業	(1) 21	15	6 (1)	2	3	-1	8	5	3	7	5	2	4	2	2
小計	(1) 61	65	-4 (1)	12	20	-8	26	21	5	17	14	3	6	10	-4
水産業	11	13	-2	0	0	0	0	2	-2	8	7	1	3	4	-1
商業	143 (1)	117	26	99	79	20	15	13	2	12 (1)	16	-4	17	9	8
金融広告業	7	2	5	7	2	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
保健衛生業	159	246	-87	107	184	-77	23	11	12	8	29	-21	21	22	-1
接客娯楽業	54	43	11	37	29	8	7	5	2	4	4	0	6	5	1
清掃業・と畜業	39	31	8	33	25	8	3	1	2	3	4	-1	0	1	-1
ビルメンテナンス業	14	14	0	13	14	-1	0	0	0	1	0	1	0	0	0
上記以外の事業	(1) 72	61	11 (1)	54	42	12	6	5	1	7	9	-2	5	5	0
小計	(1) 474 (1)	500	-26 (1)	337	361	-24	54	35	19	34 (1)	62	-28	49	42	7
その他	20	27	-7	15	15	0	1	8	-7	1	0	1	3	4	-1

(注) (1)死傷者数は労働者死傷病報告による数で死亡者を含む。(2)( )内の数字は死亡者数で速報による。(3)「上記以外の製造業」には、印刷・製本業、化学工業、電気・ガス・水道業、その他の製造業を計上  
 (4)「上記以外の事業」には、映画・演劇業、通信業、通信用業、教育・研究業、官公署、派遣業、警備業、情報処理サービス業、その他を計上 (5)「その他」には、農業、畜産業を計上

# 令和7年死亡災害発生状況

(令和7年12月末現在)



業種別発生状況（死亡者数累計及び前年同期比較）

	製造業	建設業	運輸業	林業	水産業	第3次産業	その他	合計
令和7年	0	3	0	1	0	1	0	5
令和6年	0	0	0	0	0	1	0	1
増減	±0	+3	±0	+1	±0	±0	±0	+4

「その他」には、農業、畜産業を計上

番号	署別	発生日時刻	業種	年齢性別	事故の型起因物	災害のあらまし
1	高知	7.1.9 09:30	建設業 (土木工事業)	46歳 男	激突  その他の建設機械等	除雪用ブレードを装着したホイール式トラクタ・ショベルを運転し除雪走行中、ブレードが橋桁の段差に激突し、衝撃でステアリングノブに胸を強打した。
2	高知	7.3.19 12:30	第3次産業 (その他)	52歳 男	交通事故  乗用車	軽乗用車を運転中、センターラインをはみ出して反対車線側の街路樹に激突した。
3	高知	7.4.8 14:00	建設業 (その他の建設業)	79歳 男	墜落・転落  階段	営業先において、建物内部の階段の踊り場で意識が無い状況で発見された。(転落した痕跡があり、頭部より出血が認められ、搬送された病院にて治療中であったが死亡した。)
4	高知	7.5.14 10:40	建設業 (土木工事業)	62歳 男	墜落・転落  地山・岩石	災害復旧工事のため、ドラグショベルで林道の路面を掘削中、足もとが突然崩落し、車両系建設機械とともに約5メートル転落した。
5	高知	7.12.15 15:00	林業 (木材伐出業)	63歳 男	激突され  荷姿のもの	機械集材装置を用いて集材作業中、土場に停止させた反動で偏心木(雑木)が回転し、誘導中の被災者の顔面に激突した。

注：調査中のもの等を含む。